

退職会員総合保険・普通保険

退職会員総合保険 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

ご契約にあたり重要な事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」及び「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契約概要

この「契約概要」は「退職会員総合保険・普通保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認をいただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただけますようお願いいたします。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、退職会員総合保険・普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、振興会までお問い合わせください。

1 商品の仕組み

この保険は、病気、負傷等によって国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条に規定する保険医療機関又は保険薬局で療養を受けられた場合等に保険金をお支払する商品です。

2 保険金をお支払する場合

号	保険金の種類	支払事由
1	死亡保険金	加入者会員が死亡したとき
2	医療保険金	加入者会員が75歳に達するまでの間、病気又は負傷によって国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第36条に規定する保険医療機関又は保険薬局で療養を受け、保険適用医療費を支払ったとき
3	古希祝金	加入者会員が70歳に達したとき
	喜寿祝金	加入者会員が77歳に達したとき
	米寿祝金	加入者会員が88歳に達したとき
	白寿祝金	加入者会員が99歳に達したとき

3 保険金をお支払できない主な場合

死亡保険金の受取人となる者が、加入者会員を故意に死亡させたとき

4 特約について

この保険の普通保険約款に付帯される特約は次のとおりです。

- (1) 振興会は、特約を主約款に付加して保険契約を集团扱とし、保険料を一括して払込むことができます。
- (2) 特約において別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。
- (3) 振興会は、保険契約者が集团又は集团の代表者の場合の特則として、次の各号に定める取決めを行い、その取決めを適用することができます。

① 主約款における保険証券の発行

② その他事務手続き

5 保険期間について

この保険期間は、契約日から終身とします。ただし、医療保険金の保険期間の始期は契約日（退職日の翌日）の2年後（加算金を納入した場合は、契約日）とし、終期は75歳に達した日の属する月の末日（その日が月の初日にあつては、その前月の末日）までとします。

6 引受条件(保険料・保険金額等)

(1)加入者

この保険には、振興会の現職会員である者及びその配偶者で現職会員の退職日の翌日が45歳以上である方で、社会保険、国民健康保険又は共済組合の任意継続制度に加入されていることを条件としてご加入いただけます。

(2)保険金額等

この保険の保険金額及び支払条件については、パンフレット等に記載してありますので、ご確認ください。

(3)保険料

この保険の保険料はご契約者の年齢等により異なりますので、パンフレット等をご確認ください。

7 保険料の払込

振興会が承諾した日から1ヵ月以内に、保険料を振興会の指定する口座に振り込むものとします。

8 契約者配当について

この保険には、配当がありません。

9 脱退返戻金

加入者会員は、いつでも、将来に向かってこの保険契約を解約し、脱退返戻金を請求することができます。

脱退返戻金の額及び請求については、パンフレットに記載してありますので、ご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込くださるようお願いいたします。

詳細につきましては、退職会員総合保険・普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては振興会までお問い合わせください。

1 クーリングオフについて

この保険のお申込をした日、又はお申込の撤回に関する事項を記載した書面を交付された日

といずれか遅い日から起算して8日以内であれば、書面によりお申込の撤回又は保険契約の解除をすることができます。

書面には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、保険契約の申込を行った年月日並びに申込者等の氏名及び住所を記載したうえ、自署による署名又は記名押印をしていただきます。

当会は、クーリング・オフが行われた保険契約に関し保険料を収受しているときは、その全額をすみやかに返還いたします。

2 ご契約後における注意事項(通知義務等)

ご契約後に申込書に記載された事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合は、保険金がお支払できない場合があります。また、転居等によるご連絡先・ご住所等の変更があった場合には重要なお知らせやご案内ができないこともありますので必ず振興会にご連絡ください。

3 責任開始期について

振興会所定の加入申込書により振興会の会員資格を取得した場合には、この保険契約を締結したものとみなし、保険料の払込を条件として現職会員であった加入者会員又は配偶者の退職日の翌日を契約日とし、その日から保険契約上の責任を負います。

4 保険金をお支払できない主な場合

「契約概要」の「3 保険金をお支払できない主な場合」の項目をご確認ください。

5 経営破綻した場合の取扱いについて

振興会が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構又は生命保険会社保護機構の行う資金援助等の措置がありません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

6 生命保険料控除について

振興会は認可特定保険業者であるため、この保険の保険契約は法律上「生命保険料控除」の適用対象とはなりません。

「契約概要」及び「注意喚起情報」に関するお問い合わせ、ご相談その他苦情等は、下記までご連絡ください。

認可特定保険業

231-8320

横浜市中区山下町1 シルクセンター4階

一般財団法人神奈川県厚生福利振興会

045-680-0251